総務文教常任委員会記録

平成27年12月3日

【開催日】 平成27年12月3日

【開催場所】 第1委員会室

【開会・散会時間】 午前10時~午後0時

【出席委員】

委	員 長	河 野 朋 子	副委員長	中 島 好 人
委	員	大 井 淳一朗	委員	岡 山 明
委	員	河崎平男	委員	笹 木 慶 之

【欠席委員】

なし

【委員外出席議員等】

議 長	尾山信義	副議長	三 浦 英 統
傍 聴 議 員	長谷川 知 司		

【執行部出席者】

総務部長	中	村 聡	消防課長	山	本	晃
消防課主幹	末	永 和 義	消防課消防団係長	松	岡	賢 吾
総合政策部長	芳	司 修 重	公営競技事務所長	上	田	泰正
公営競技事務所	中	村 潤之介				
主任						
総務部次長兼総	大	田 好 夫	総務部主幹	幡	生	隆太郎
務課長						
総務課法制係長	野	村豪	市民生活部長	小	野	信
人事課長	城	戸 信 之	人事課主幹	辻	村	征宏
税務課長	古	谷 昌 章	税務課主幹	藤	山	雅之
税務課主査兼収	藤	上 尚 美	税務課主査兼市民	銭	谷	憲 典
納係長			税係長			
総合政策部次長	Ш :	地論	企画課課長補佐	河	田	圭 司
兼企画課長						

企画課主査 村田 浩		
------------	--	--

【事務局出席者】

事務局長	古川博三	主査兼議事係長	田尾忠久
------	------	---------	------

【審查内容】

- 1 議案第103号 山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する 条例の制定について(消防)
- 2 議案第98号 平成27年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3回)について(公営)
- 3 議案第99号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について(総務)
- 4 議案第100号 山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について (人事)
- 5 議案第101号 山陽小野田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例の一部を改正する条例の制定について(人事)
- 6 議案第102号 山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例の制定について (税務)
- 7 議案第108号 第一次山陽小野田市総合計画に係る基本計画の変更について (企画)
- 8 閉会中の調査事項について

午前10時開会

- 河野朋子委員長 おはようございます。ただいまから総務文教常任委員会を開会いた します。まず審査に入る前に委員のメンバーが少し変わりました。新しい方だけ ちょっと自己紹介をこちらからさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょう か。それではお願いいたします。
- 中島好人副委員長 おはようございます。産業建設常任委員会から総務文教常任委員会へと移りましたので。2年前、総務でしたけど、戻ったという感じになりますけども、どうかよろしくお願いいたします。
- 大井淳一朗委員 おはようございます。総務文教常任委員会に、およそ10年ぶりに復帰することになりました。大井と申します。よろしくお願いいたします。
- 河﨑平男委員 産業建設常任委員会からですね、総務文教のほうに参りました。河﨑と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 河野朋子委員長 ではよろしくお願いいたします。それでは審査に入りたいと思います。 審査内容の1番、議案第103号山陽小野田市消防団員等公務災害補償条 例の一部を改正する条例の制定について、審査を行います。それでは執行部 の説明をよろしくお願いいたします。
- 山本消防課長 議案第103号は、山陽小野田市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてであります。今回の改正は、被用者年金制度の一元化を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行され、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に所要の改正が行われたことによるものです。消防団員等公務災害補償条例附則第5条(他の法律による給付との調整)でございます。第1項から第6項においては、年金たる損害補償(傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金)でございます。及び休業補償について、当該損害補償の受給権者

が、同一事由により、厚生年金保険法等他の法令による障害年金、遺族年金等の社会保障給付の支給を受ける場合には、調整を行うことを規定しています。 一元化の施行により、共済年金が厚生年金に統合され、旧共済組合員期間を有する者が施行日以後に新規裁定される場合は、原則として厚生年金が支給されることに伴い、条例附則第5条第1項から6項について必要な改正を行うものであります。

改正の一点目は、追加費用対象期間のある共済年金については、厚生年金と同様に取り扱うこととするもので、附則第5条第1項、第2項、第5項関係であります。二点目は、条例第18条の2(特殊公務に従事する非常勤消防団員及び非常勤水防団員の特例)に規定する公務上の災害に係る年金たる損害補償が支給される場合については、従来の調整率と異なる調整率を用いることとするもので、附則第5条第1項、第2項、第3項関係であります。また、その他所要改正を附則第5条第1項から6項について行うものであります。経過措置につきましては、改正条例による改正後の条例附則第5条の規定は、平成27年10月1日から適用することとし、適用日以後に支給すべき事由の生じた毎年金たる損害補償及び休業補償並びに適用日前に支給すべき事由の生じた適用日以後の期間に係る年金たる損害補償及び適用日前に支給すべき事由の生じた機業補償について適用し、適用日前に支給すべき事由の生じた株業補償については、なお従前の例によるものとしています。なお、現在当市においては、この損害補償及び休業補償の適用を受けいている消防団員等の該当はありません。以上でございます。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。質疑はありませんか。

中島好人副委員長 よく分かりませんので、ぶっちゃけた話ですね、このことによって具体的にね、担当のところでの事業とか、影響とか、業務が増えるとか、具体的な変化というか、その辺のところはあるんでしょうか、どうでしょうか。

山本消防課長 基本的に今回の条例改正につきましては、年金一元化に伴うものが

主でございまして、調整率等の内容の変更はございません。よって事務等が増 大するということはございません。以上でございます。

中島好人副委員長 年金の支給に伴って、マイナンバーの番号の記入という手続は あるんでしょうか。

山本消防課長現在のところそこまで把握はしておりません。

- 河野朋子委員長 直接この条例とは少しあれでしたので、そういうことで。ほかに質疑は。
- 岡山明委員 一つ参考までにお聞きしたいんですけど、今、最後に平成27年の10月 以降に今回、この公務労災災害の条例が変わるということで、過去になかった という話をされたんですけど。最近の災害によるこういう障害って言うんですかね、 これが発生したのはいつ頃からですか。それだけちょっと最近の事例があれば ちょっと教えていただこうと思うんですが。
- 山本消防課長 最近の公務災害の事例でございますけど、平成24年に1件、公務災害が発生しておりますが、これにつきましては、軽度なものということでございますので、ここの今回の改正に上げております年金等に該当するような事案ではございません。以上でございます。
- 河野朋子委員長 よろしいですか。それでは質疑を打ち切りまして、討論に入ります。 討論ありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) 討論なしということで採決に移ります。本 議案に対して賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は、可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。

(職員入替え)

- 河野朋子委員長 それでは引き続き審議に入ります。議案第98号平成27年度山陽 小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3回)について審査を いたします。執行部の説明をお願いいたします。
- 上田公営競技事務所長 それでは、議案第98号平成27年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第3回)について説明いたします。予算資料の1、2ページをお開きください。この度の補正予算は、人事異動等に伴う人件費の調整によるものであります。なお、歳出の組替えによる対応でありますことから、これに伴う予算総額の変更はございません。補正内容といたしましては、歳出において人件費の調整として、全体で15万2,000円を減額し、調整として予備費15万2,000円を増額しております。引き続き5ページ、6ページをお開きください。歳出になりますが、1款競走事業費1項総務管理費1目一般管理費15万2,000円の減額の内訳は、2節給料が2万9,000円の増額、3節職員手当等が4万6,000円の増額、4節共済費が22万7,000円の減額となっております。したがいまして、人件費総額15万2,000円を減額し、予備費で調整しております。結果、歳出総額は、差引きにより、総額は2ページのほうに出ておりますが、92億4,501万2,000円のまま変わりはありません。説明は以上です。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、質疑を受けます。

笹木慶之委員 人件費のことが出ましたので、ほかにこの委員会で人件費のことについて聞く場がありませんから、あえてお尋ねしますが、27年度の人事院勧告の取扱いというのはどうなってるんでしょうか。よく12月補正が、後日提出されるというようなことがありますが、昨日の新聞報道によれば、ようやく政府がその方向をですね、決定したような形になっておりますが、今後の手続について何かそれ以上の情報があるでしょうか、どうでしょうかお尋ねします。

- 辻村人事課主幹 御質問の件ですけども、例年でしたら当然この時期にさせていただきますけども、今回、国のほうでも報道がありますように、国は例年国会の中で、当然審議した上で、法案が成立すればということですので、今回は国会がありません。1月4日という情報が出てますけども、ということですので、国も当然1月4日以降にこれらの人事院勧告の具体的な法律が出てきますので。地方といたしましても、国に準じた形で動くということから、あくまでも国が動いた後に、市も動くということですね、こちらとしても1月以降に議会の中で、条例を改正させていただいて、差額等が出ればそれを支給する準備をするということになります。
- 笹木慶之委員 よく分かりました。さきの報道では、そのような形になっておりましたが、 いずれにしても国の方針、県の方針に準拠して対応するというのが通例ですか ら、後日その対応を見守りたいというふうに思います。ありがとうございました。

河野朋子委員長 ほかに質疑はありませんか。

- 中島好人副委員長 今の職員体制ですけれども、正規、非正規、そういう状況についてちょっと分かったらお願いできたらと思いますけど。
- 上田公営競技事務所長 今の公営競技事務所の体制といたしましては、私を含めて職員が3名、それから再任用の職員が1名ということで、体制自体は、この人数については、平成26年度から変わっておりません。
- 中島好人副委員長 そうした中で、先ほど共済費の減額がありましたけれども、この主な理由は、どういう理由での減額になるんでしょうか。
- 城戸人事課長 今の御質問の共済費の減額の理由についてでございます。これは本年10月1日より被用者年金制度が一元化されまして、従来共済組合負担金の算定基礎につきましては、手当率制という形で、給料に一定の率を加えたもので、算定するという形になっておりましたけれども、それがこの度、厚生年金と同様の標準報酬制というふうに変わりました。したがいまして、給料と実際に支払

われた手当等に基づいて、算定をし替えておりますので、そのことによりまして 減額となったものでございます。

中島好人副委員長 確認ですけども、結果的にはこっちに減額されて給料のほうに行ったんで、職員のところには余り影響はないというふうなことで、理解してよろしいんでしょうか。

辻村人事課主幹 基本的には影響はありません。

河野朋子委員長 ほかに質疑は。(「なし」と呼ぶ者あり)では質疑を打ち切り、討論に 入ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)討論なしということで、本議 案について採決を行います。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

- 河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまです。 ということで今、審査は打ち切りましたけれども、オートのほうから少し報告したい ことがあるということでしたので、していただきたいと思いますが、よろしいですか ね。
- 上田公営競技事務所長 それでは公営競技事務所のほうから3点ほど報告があります。まず最初の報告ですが、今、競輪場外発売場、いわゆるサテライトでの拡充状況ということで、去年辺りから全国の競輪の場外発売場でオートレースの発売をする拡充が、拡大が起きております。今年3月の北海道・オートレース石狩に続き、今年度に入って、4月のオートレース宮崎、9月の秋田県・オートレース男鹿、10月の同じ秋田県のオートレース六郷が開設されておりまして、12月5日にはオートレース大阪がオープンします。この大阪を含めて、共用場外場は12か所になります。また、山陽場においても、山口市阿知須町に近い、宇部市東岐波の防府競輪の場外発売場のサテライトにおいて、手続を進めております。申請中の段階で、経済産業省の認可はまだの状態ですが、来年2月頃のオープン

で調整しております。今後も、販路拡大に向けて、業界全体で推進していくよう 努めており、更に空白地帯を埋めていくように努力してまいります。

それから2番目の報告事項ですが、パラサイクリングの合宿ということで、山陽 小野田市におけるまちづくりの一環として、オートレースの非開催日、11月20 日から23日におきまして、山陽オートレース場をパラサイクリング選手の練習場 所として、主催者は、一般社団法人日本パラサイクリング連盟ですが、パラサイ クリングの選手による合宿での活用をしていただきました。強化選手を含む5名 の選手とスタッフによる合宿でございます。パラサイクリングというのは、視覚障 害、四肢障害等ございますが、障害の種類に応じて4つのクラスに分けられて おりまして、国際基準の規定する競技規則の下、行われる障害者の自転車競 技でございます。一部のカテゴリーの選手は、交通法規によりまして、公道での 練習ができないなどの制約を抱えておりまして、オートレース場の開放を通じて、 パラサイクリングを応援し、パラサイクリングの認知度の向上を図ることといたしま した。取組の効果としては、オートレース場がパラサイクリングを支援することを、 マスメディアに周知し、報道されることにより、テレビCM、新聞告知と同等のPR 効果が期待できるため、実際に放送がございましたが、NHK, YAB、それから 宇部日報等の新聞等での報道が行われたところでございます。こうした取組を 通じて、オートレースの認知度の向上に貢献できると考えています。今後も観 光面、スポーツ振興面、福祉面などと関わりながら、オートレース事業を推進し てくことが重要ではと考えております。

それから最後に三つ目でございますが、来週12月12日からのG I スピード 王決定戦が開催されます。山陽オートレース場の開場以来の50回目の山陽オート伝統のレースとなります。期間中は、各種イベントがございますが、その開催期間中も初心者向け情報コーナーなどを設置いたしまして、初めてのお客様、まだオートレースに不慣れなお客様に対して、場内スタッフが様々な資料を駆使して説明いたします。山陽オートでしか見られない情報があります。そういったことがありますので、是非とも、委員さんの方々も御来場いたいて、レースを是非見ていただきたいと思います。公営競技事務所から以上三つの報告をいたしました。 河野朋子委員長 それではオートのほうありがとうございました。お疲れさまでした。入れ替えをお願いいたします。

(職員入替え)

河野朋子委員長 それでは引き続き審査を行います。議案第99号について審査を行いたいと思います。それでは執行部の説明をお願いいたします。

大田総務部次長兼総務課長 おはようございます。それでは総務課のほうから御説明 いたします。議案第99号は、行政手続における特定の個人を識別するための 番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を 改正する条例の制定であります。それではお配りしております資料を御覧くださ い。これは、本市が独自に個人番号、いわゆるマイナンバーを利用することがで きる事務として、「生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置」と「山陽小 野田市営住宅条例によるコミュニティ住宅」に関する2つの事務について、先の 9月定例会において御議決いただいたところです。今後の個人番号制度の導 入スケジュールといたしましては、来年 1 月から個人番号の利用が開始され、 平成29年7月から他の地方公共団体等との情報連携が開始されます。このこ とを受けて、個人番号を利用することで、事務処理の効率化や市民の手続の 利便性を考慮いたしまして、(3)の乳幼児医療費助成に関する事務から(12) の多子世帯に係る幼稚園保育料減免措置に関する事務までの10事務につい て、9月に御議決いただいた2件の事務に追加させていただくものでございます。 ただ、平成29年7月から開始となる他の地方公共団体等との情報連携までに、 時間的にまだ余裕がありますが、この時期に追加する理由といたしましては、地 方公共団体が独自利用事務を予定している場合は、今年中に条例で定めるよ うにと、8月31日付けで国の特定個人情報保護委員会から通知がありましたの で、今回12月定例会に上程させていただいたものでございます。御審議のほ ど、よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 ありがとうございました。説明が終わりましたので、委員からの質疑を

受けます。

- 大井淳一朗委員 通知を受けて急きょですね、(3)から(12)までを追加したということですが、9月の時点で追加することができたのではないかというふうに考えられますが、9月の時点で(1)と(2)しか追加しなかった理由はどこかあるんでしょうか。
- 野村総務課法制係長 国からの通知は8月31日付けで発出されましたが、県から市のほうに届いたのが9月2日付けになります。それから、その通知を受けて、どういった事務を市民の利便性の向上を考えて追加するのかを考えた結果、ちょっと考える時間が要りましたので、考えた結果、9月に上程できずにこの12月になったということでございます。

河野朋子委員長 ほかに。

- 河﨑平男委員 市民の皆様にとっては余りこう理解されていないようでありますしです ね、手続が煩雑ということで、今後どのように個人番号、マイナンバー制度の啓 発をされるか、ちょっとお聞きしたいんですが。
- 野村総務課法制係長 個人番号の啓発等につきましては、まだ予定の段階ですが、 来年の1月下旬か2月上旬ぐらいになろうかと思いますが、ちょっと今中学校区 か、小学校区か、ちょっとまだ検討中ですが、各校区回って説明会を開こうとい うふうに考えております。

河野朋子委員長 ほかにありますか。

大井淳一朗委員 本会議でも出ましたが、この改正によって、利便性が高まるというのは、行政の都合ではないかと。市民にとってどういった点で利便性が高まるのかといった質疑がありました。市民にとって利便性が高まるというのは、具体的にどういったところにあるのか御説明いただければと思います。

- 野村総務課法制係長 市民の皆様にとって一番利便性が向上したというふうに感じる ところというのは、提出する書類が削減されるということが一番感じられるところ であろうかと思います。
- 大井淳一朗委員 もうちょっと詳しくその辺り。例えば番号を記入すればもうその書類 が1枚足りるとか、そういった具体的にお願いします。
- 野村総務課法制係長 例えばですが、今回、独自利用事務として、乳幼児医療とかの助成に関する事務を追加するんですが、こちらにつきましては、年間およそ100件程度の転入の方がいらっしゃるというふうに聞いております。ですので、今後番号を利用することによりまして、この100件の該当する方にとっては、所得証明等を取ってくる必要がなくなるということで、書類が削減できるということになります。
- 大井淳一朗委員 今、報道にもこのことがありますけど、番号の記入を拒むといった 方々が出てくると思います。そうした方々に対して、どのように対応していくのか、 本会議での質疑と重複するところがあるかもしれませんが、重ねて質問したいと 思います。
- 野村総務課法制係長 あくまでも市の立場としましては、制度の趣旨を説明して、理解をしていただく、そういうふうに行うという予定にしております。
- 大井淳一朗委員 それでも番号を記入しなかった場合に、何か不利益があるのか。こ の点についてお答えください。
- 野村総務課法制係長 現在のところ、特にそういった方に対して不利益を生じるというような手続をするようには考えておりません。
- 河野朋子委員長 先ほど書類を出さなくてよくなるというようなメリットを言われましたけ

れども、例えば今のように番号を書かないとなると、その書類を出す必要があるということですよね。その確認です。

野村総務課法制係長 そのようになります。

河野朋子委員長 ほかに質疑は。

- 岡山明委員 ちょっとお聞きするんですが、今回12月の定例会で追加する事務という ことで、10件こう出てるんですけど、この10件は、国のほうからの方針なんです かね。どういう形で、この10項目が出てるのかなと思うんですけど。
- 野村総務課法制係長 こちらはあくまでも市独自で利用する事務になりますので、国の指示とかがあるわけではありません。市の中で、実際行っている業務を考えたときに、こちらの業務で個人番号を利用すれば、市民の利便性の向上に更につながるということで今回追加をさせていただきました。例えばなんですが、現在、こども福祉課の窓口で考えてみますと、児童手当の手続につきましては、現在番号法で、利用することができる事務というふうに定めておりますので、そちらについては、もし転入とかがあった場合、個人番号を書いていただければ、所得証明等の省略ができるんですが、同じ窓口である乳幼児医療の助成、こちらの事業について、この度この条例で定めなければ今までどおり所得証明を取ってきていただかなければいけないというようなことになってしまいます。ですので、そういったことを解消するという意味を込めまして、一つの窓口で、片方の業務では、所得証明が要る、こちらでは要らないというような、そういったことが生じないようにするために、この度改正を行うものであります。
- 岡山明委員 私、今見て思ったのが、この10項目、この高齢者というんですか、その高齢者にいろいろ今、啓発とかいろいろそういう形があったときに、人口的に65歳が居らっしゃるという形が、もう4分の1ちゅう形になってますんで、そういう25%の状況の中で、10項目以外に高齢者に該当するような事務の形で、高齢者を推進するような形の事務は、一件か、二件でも入っておれば、その高齢者に対

して、どんどんこのマイナンバーを進めたい、どうですかという形を言いたいんですけど、これないんですけど、これはどうなんですか。こういう高齢者に対してのそういう事業の形がないと。それに対してちょっとどうなんですか。

- 野村総務課法制係長 こちらこの度条例で定めるものというのは、市が独自で行っているものでありまして、既に法律で定められているものにつきましては、特に条例で定める必要はありませんので、この度定めるのは、あくまでも市が法に対して上乗せでサービスを拡充していたり、横出しでサービスを拡充していたり、そういったサービスに関するものに対して、条例で定めるものでありまして、その高齢者に対するものについては、現在市で扱っているものについては、全て法のほうで定めてあるということで、この度条例で追加はしていないということです。
- 大井淳一朗委員 今、独自利用事務ということで、1から順に、追加として3から12なんですけれども、今後独自利用事務として、何か付け加えていくという方針はあるのか、その点についてお答えください。
- 野村総務課法制係長 そちらにつきましては、また今後、実際番号法の制度が施行されて、実際の市の事務のほうを見直し等を掛けまして、それで必要があればまた追加等をさせていただきたいというふうに考えております。
- 大井淳一朗委員 参考までに、もし追加するというふうに考えられる事務は、例えば何があるのか、お分かりいただける範囲で答えてください。
- 野村総務課法制係長 想定されるものとしては、健康増進課で取り扱っています、不 妊治療に対する補助金の助成、こういったものがあると思います。

河野朋子委員長 ほかに。

河崎平男委員 この10項目について、件数、先ほど乳幼児医療費助成に関する事務 は100件ということでありましたが、4以下の分については、どのぐらいの件数が

あるか、分かれば教えてください。

野村総務課法制係長 想定される件数なんですが、先ほど100件と言いましたが、済みません3番から5番までを足した件数でしたので、訂正をさせていただきます。で、6番の多子世帯応援保育料等軽減事業につきましては、年間20件程度。進度心身障害者医療費助成に関する事務につきましても年間20件程度。次の8番の特別支援学級に関する事務につきましては、年間1件あるかどうか分からない程度です。次の就学援助に関する事務は、年間20件程度。私立幼稚園就園奨励費補助金に関する事務は、年間20件程度。次の11番と12番、こちら多子世帯関係の補助金も、こちらも年間1件あるかどうか、分からない程度。それぐらいを想定しております。

河野朋子委員長 ほかに。

岡山明委員 済みません。9番目の項目ですね、就学援助に関する事務とあるんです けど、すごい大まかな表現と思うんですけど、これは例えばどういうような、具体 的にどういう事務なんですかね。

河野朋子委員長 ちょっと直接この条例と・・・。担当のあれではないので・・・。

- 笹木慶之委員 今、この参考資料を配布していただきましたが、1番の法定利用事務以外の事務であって個人番号を利用するものというのが、今、別表第1関係ですね。2番の独自利用事務であって、うんぬんというのは、この別表第2関係というのはどういうことですか。
- 野村総務課法制係長 この度のこちらの条例になるんですが、まず別表第1におきまして、市が独自に利用する事務について定めております。次に改正される前の別表第2のほうにおきまして、こちらのほうでこの度独自に利用する事務を同一機関内でどのような情報を収集するか、そういったものについて庁内連携のことについて定めております。この度第1表のほうで独自利用事務を追加をいたしまし

たので、その独自利用事務を別表第2のほうでどのような形で、個人情報を庁 内連携させるのか、そういったことをうたっているというものになります。

笹木慶之委員 確認しますが、今、1番から12番までありますね、別表第1で。その具体的な連携関係について別表第2で定めてあるというふうに理解していいんですね。

野村総務課法制係長 はい、そうなります。

笹木慶之委員 はい、分かりました。

- 大井淳一朗委員 庁内連携という言葉が出ましたが、庁内連携ということは、具体的に どういったときに庁内連携ということが想定されるのか、そして庁内連携をしてい く中で、個人情報の漏えいが、本会議でも指摘されておりましたが、漏えいを防 止するために、どのような具体策を取っていくのか。2点についてお答えくださ い。
- 野村総務課法制係長 庁内連携というのは、例えば児童手当の事務におきましての 庁内連携を考えますと、まずこども福祉課で児童手当の業務を行います。その 業務を行う際に、例えば所得の状況等を把握する必要があります。その場合に、 同じ市の中にある税務課が所有している税の情報、これを連携させて自動的 にその児童手当の情報のほうに持ってくる。こういったことを庁内連携といいます。で、情報漏えいのほうにつきましては、こういった市の連携のシステムにつきましては、全て外部と情報のやり取りを行うシステムとは遮断しておって、クローズされた、そういった環境で行っておりますので、こういったシステムの中から情報漏えいが起こるということは考えておりません。
- 中島好人副委員長 本会議での質疑が出されてるので、やはりこれについてはきちっと委員会で審議しなきゃいけないというふうに思ってるんですけども。その中の 一つに、全所帯に届いているという答弁に対して、届いてないと、こういうことの

やり取りがあったんですけども、その事実関係についてはどうなったのか、分かりますでしょうか。

- 小野市民生活部長 本会議でありました、その件につきましては、確実に一応1回は、 皆配布してあるということをですね、両郵便局、厚狭局、小野田局には確認を いたしました。
- 中島好人副委員長 現状どうなのかという中で、私の聞いてるところでは2万6,000世帯、約ね、に対して受取拒否が1,800世帯と記憶しておりますけども、その辺の世帯と人数、これは一人一人に関わる問題ですんで、世帯及び人数の状況についてお尋ねしたいというふうに思います。
- 小野市民生活部長 今言われました数字につきましては、もう少し正確な数字を申したいと思います。全世帯で二万八千余りですね、余りの世帯が山陽小野田市にあるわけでございますが、それを一斉にお配りいたしまして、11月末現在、1,886枚ほど簡易書留の通知カードが返っております。これは拒否ではなくて、簡易書留ですので、手渡しということですから、手渡しできなかった方々が1,886名いらっしゃるということでございます。ですからこれが市に返っております。ですからこれを再度、皆様方にですね、普通の郵便ですね、今度はポストの中にストンと置いて帰る、その手続をですね、していただいて、そしてそれを持って市民課に取りに来ていただいて交付していくという作業が、これから始まる、今もう始まっております。で、受取拒否の件数につきましては、現在我々が認知しているのが3件ほど、受取拒否の方が居らっしゃいます。これは明らかに意思表示として3件居らっしゃるということでございます。以上です。

中島好人副委員長 1,886。世帯ですか、人ですか。

小野市民生活部長 世帯です。

中島好人副委員長 人数が分かればということで言ってるんですけども、これは、マイ

ナンバーは個人個人でしょう。赤ちゃんから何まで全員一人一人でしょう。だからある意味では一人一人を把握するという制度でしょう。世帯じゃなくて、その辺のところは、把握されてますか。

- 小野市民生活部長 世帯で封書で送りますので、返ってきた枚数は分かりますけども、 その1枚の封書の中に、何人居らっしゃるかというところまでは、大変申し訳な いですが、つかんでおりませんので、1,886通返ってきたということで御理解い ただければと思います。
- 中島好人副委員長 この度のですね、12月1日の広報にマイナンバー制度についてのQ&Aが各家庭に配布されてきてますけども、ちょっとその内容についてもですね、ちょっと確認を取りたいという点もありますので、参考資料として皆さんに配布しながら質疑していきたいと思いますけどもよろしいでしょうか。

河野朋子委員長 今の件は、マイナンバー制度の周知ですか。啓発のことですよね。

中島好人副委員長 内容について分かりやすいように質疑をしたいというふうに思って るんで、皆さんに配布をお願いしたいと。

河野朋子委員長 直接今回の条例改正に何か影響があるというようなことでしょうか。

中島好人副委員長 あります。

河野朋子委員長 どの部分でしょうか、言ってください。どの部分ですか。

中島好人副委員長 12月1日の広報をお持ちでしょうか。

(資料配布)

河野朋子委員長 じゃあ続けてください。

- 中島好人副委員長 ここにですね、個人番号カードは申し込まなくてはいけませんかという問いに対してですね、いいえ義務や強制ではありませんと。また申込期限もありません。今後必要になってから、申請も大丈夫ですと。こういう回答ですけども、強制ではないというのは分かるんですけども、義務はないのかという点では、どうなんでしょうか。
- 河野朋子委員長 これは番号カードのことですよね。その辺が少し誤解があってると思いますが、説明されますか。ちょっと委員長のほうで今のことについては、これは個人番号カードのことについての義務とか、強制について聞いてるわけで、今回のこの条例と直接関わりがないと思うんですけど、どうですかね。通知カードと個人番号カードはちょっと違うんですが。
- 中島好人副委員長 もちろん通知が行って、その後希望者にカードを発行してですね、 それを行うということなんですけども、物すごくこれは関連のある中身でですね、 このことが、例えば義務が紛失したらどうなのかと、例えば今の通知カードもで すね、紛失したらどうなのかと。このカードも紛失したらどうなのかとしたらね、義 務が生じるんじゃないかと。どうなんでしょうか。紛失した場合どうなのか。
- 古川議会事務局長 それはナンバー制度のことですから、この議案と直接関係ないので、今の件はまた違うステージで議論をされたほうがいいと思います。
- 河野朋子委員長 そういうことで先ほどから少し言ってましたけれども、内容を聞きましてもこの条例と直接影響があるような内容ではないと思いますので、この件はまた担当する課とのやり取りで・・・。
- 中島好人副委員長 訂正します。今の通知がですね、12桁の番号が、紛失した場合 にはどうなるのかについてお尋ねしたい。
- 小野市民生活部長 紛失した場合につきましては、再交付を皆様方が市のほうにお

願いしていただくということでございます。その代わりそのときは、有料で再交付 ということになります。

- 河野朋子委員長 それは以前の議会で、もうやっておりますので、その件については 改めて、ないと思いますが。
- 中島好人副委員長 そういうふうにして個人負担が800円課されるというふうになるわけですよね。そしてこれが、自分たちで管理しなければならないというふうになるわけですよね。だから先ほどの質疑の中には、お年寄りの人たちにもどんどん進めていきたいということもありましたけども、また各校区で、説明会をして理解を求めたいと、制度の仕組みを求めたいというふうに言われましたけれども、そういうところに来れないお年寄りの人たちや管理できない、ぽっと置いてどこに置いたか分からないという高齢者やね、障害を持っている人たち、そういう人たちに対する対応はどうなるのか、考えてますか。
- 河野朋子委員長 今の件にしても今回の条例の独自事務ということと直接関わりがありませんので、この条例に則して質問をちょっと軌道修正したいと思います。
- 笹木慶之委員 私も、この条例についての審議ということで限定してもらいたいと思います。
- 河野朋子委員長 そのように進めたいと思いますので、ほかに質疑があれば受けますが(「なし」と呼ぶ者あり)今回の条例改正について質疑がなければ打ち切ります。それでは討論に入りたいと思いますので、どうぞ。
- 中島好人副委員長 追加業務ではありますけどもね、そもそもこの番号に基づいてですね、いろんな問題点が今、本来なら前のね、議案のときの流れにもなりますけれども、いろんな漏えいの問題や個人管理の問題、そうした制度そのものに対してですね、多くの問題があり、またこれもですね、憲法違反だという訴訟も起こっているというふうな状況を踏まえればですね、この追加ではありますけども、私

は、反対です。

河野朋子委員長 ほかに討論は。(「なし」と呼ぶ者あり)では討論を打ち切り採決に入ります。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

河野朋子委員長 賛成多数ということで、本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。

(職員入替え)

- 河野朋子委員長 次に移ります。議案第100号山陽小野田市組織条例の一部を改 正する条例の制定について、担当課より説明をお願いいたします。
- 城戸人事課長 おはようございます。それではただいまから議案第100号山陽小野田市組織条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。この度の改正につきましては、平成28年度に向けて組織を改編するものであります。参考資料の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。まず第1条の関係でございますが、部及び室の設置についてでありますが、4月より新たに「文化・スポーツ振興部」を設置いたします。これは、これまで成長戦略室におきまして、文化及びスポーツ振興に取り組んでまいりましたけれども、この度「文化振興ビジョン」及び「スポーツによるまちづくり推進計画」が策定されましたことから、この計画を着実に推進していくための組織体制として、新たに部を設置するものであります。次に、第2条、事務分掌関係についてでありますが、資料の2ページになりますが、まず、総務部の項でございますが、今年度末をもちまして、地籍調査業務が終了いたしますことから、当該事務を総務部の項から削除する改正でございます。また、新たに設置いたします、文化・スポーツ振興部の事務分掌につきまして、「文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)」及び「スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)」と定めるも

のでございます。次に資料の3ページになりますけども、文化・スポーツ振興部の設置に伴いまして、成長戦略室の事務分掌の中から、文化に関すること及びスポーツに関することを削除し、また、来年4月から山口東京理科大学が市立大学となりますことから、「市立大学の設立に関すること」を「市立大学に関すること」に改めるものでございます。説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

- 大井淳一朗委員 この文化・スポーツというものをですね、まちづくりの一環としてやっていくという方向性については、賛同できるものではございますが、これはそもそも成長戦略室を設置したところで、なぜその受け皿に成長戦略室なのということは、議会側から指摘があったと思います。なぜこの時期になって、この文化・スポーツ振興部を作るということになったのか。2年前にやるべきではなかったのか。その点についてお答えください。
- 城戸人事課長 今の御質問についてでございますけれども、2年前に成長戦略室が受けたということでございますけれども、こちらについては文化振興、それからスポーツの振興に関する計画を策定していくということで、当時、成長戦略室のほうにこの当該事務が分掌として位置付けされたというふうには理解しております。先ほど御説明したとおり、スポーツによるまちづくり、あるいは文化によるまちづくりという形の推進計画等ができてきましたので、これを今度は具体的に推進していくための組織として新たに部を設置するということでございます。今、策定中でございます総合戦略の位置付けの中にもですね、やはりそういった市民の交流によるまちづくりであるとか、そういったところに位置付けられてこようかというふうに考えておりますので、推進体制として設置するということでございます。
- 大井淳一朗委員 そういった計画を作る必要性はあると思うのですが、その計画を作る 部署として、最初からスポーツ・文化振興部あるいは室とか、そういったものを成 長戦略室に入れなくてもよかったのではないかといった指摘が考えられるんで

すが、この点について説明できる範囲でお答えできればと思います。

- 中村総務部長 成長戦略室、そういった委員の御意見もあろうかというふうに思います が、成長戦略室の一つの組織の役割というか、目的として従来から説明してお りますのが、組織内に横串を打って、全庁的に連携できるような体制をとってい くというように説明しておるというふうに思います。このスポーツ・文化は、そもそ も教育委員会にあったわけですが、それを市長部局に移すに当たっては、やは り、まちづくりのツールとして活用していこうということが発端でございます。それ に当たりましては、やはり庁内どの部署で担当していくのがふさわしいのか、と いうことになると、やっぱり全庁体制、全庁を見た上で、その横の連携も踏まえ た上で検討する必要があろうというところもありまして、当初、成長戦略室の役 割としてこれを受けておったわけでございます。で、この度課長が説明しました ように、そういった一定の方向性が見えてまいりました。スポーツにつきましても、 レノファもありますし、文化につきましてもガラスはもちろんですが、今年10周年 記念等で、不二輸送機ホールもかなりの利用があったと思います。それも引き 続きまちづくりという観点からやっていきたいということで、来年28年4月から新 しい部としてこの業務に取り組んでいくという、そういった組織の姿勢を見せて いるものでございます。以上です。
- 大井淳一朗委員 これ以上過去のことを言ってもあれですので、今度は未来のことというか、もう一点なぜ今なのかということについて指摘したいのは、これは来年1月1日とかなら分かるんですが、4月1日から組織再編の議案が出ております。今、本会議でも質問がありましたこども部の設置とか、あるいはほかにも一般質問等で組織再編について質問がなされているところでありますが、それらを含めてですね、3月議会で合わせて上程すべきではなかったかといった指摘が考えられますが、この点についてはいかがでしょうか。なぜこの時期にこの点だけ出してきたのか。
- 城戸人事課長 この度出しましたのは、この条例改正に関わる部分として今、想定されているものについて、議案として出させていただいております。当然それ以外の

組織それから職員配置についても検討中でございますが、主には組織規則の ほうで対応できるものと考えております。そういった区分けといいますか、でござ います。また組織改正の内容につきましては、御説明させていただく機会があ ろうかと思います。以上です。

- 大井淳一朗委員 確認ですが、今回は現在のところ考えられる組織再編ということで、 流動的に、また新たに組織再編の議案が出されるという理解でよろしいでしょうか。
- 城戸人事課長 条例に該当する部分が出ましたら、改めて出させていただきたいと考 えております。
- 笹木慶之委員 今のことにちょっと反論するわけではありませんが、条例改正をする場合に、通例当然規則まで見通した中で、条例改正をすると思うんですよね。と言いますのが、例えば文化・スポーツ振興部にはどのような仕事を持っていくか、ということが当然前提としてあるわけで、そうすればそこにどのような部署を配属するかということになろうかと思うんです。で、実際今の質問で、私聞こうと思ってたのが、文化・スポーツ振興部にはどのような課、どのような施設を配置することを想定しているかということが、まず一点。二点目は、地籍調査は確かに終わりましたが、これ過去の例からしてもですね、その後にいろいろ整理すべき事項が出てくると思います。それはどこの課で今後対応するのか、ちょっとその二つをお尋ねしたいと思います。
- 城戸人事課長 まず新たに作ります文化・スポーツ振興部の中の所属の課ということで ございますが、当然先ほど言いましたように、新たな推進計画等が策定されて おりますので、これを具体的に今度はアクションプランといいますか、実施計画 等を策定していくような、そういった調整をするような課が必要かというふうに考えております。それと併せて今、文化施設、それからスポーツ関連施設の管理 運営を行っていく部署もその中に入ってこようと考えておりますので、新たな部 につきましては、今の文化会館であるとか、サッカー交流公園それから市民館

等の施設については、部のほうに入ってこようかと思いますし、先ほど言いましたそういった計画を推進していくような新たな課の設置ということも考えております。

- 河野朋子委員長 一点だけでいいですか。二点目の件は。地籍調査の件は今後また 出てくるんじゃないかということですが。
- 城戸人事課長 地籍調査につきましては一定の県へのですね、申請事務であるとか、 そういったことが一通り完了いたします。よって今から新年度からですね、地籍 調査の成果品、いわゆるデータ等の、それから閲覧等の対応をしていこうという ことになろうかと思いますので、その部署については現在、調整中ではございま すけども、現在地籍調査に従事して設置した職員は、当然その課に配置する ことになろうかと思いますし、今、確認しますと、大体年間、過去のそういったデ ータについては、数件の申請があるというふうには聞いております。ただ図面自 体は、地籍調査時点の図面でございますので、その後の土地の移動等につい ては、反映されておりませんので、最新の図面等を必要とされる方については、 税務課のほうでですね、固定資産税係で地籍図も法務局と同じものを持って おりますし、当然測量データが必要ということであれば、そのデータを引き継い だ課において、閲覧可能というふうになろうかと思います。
- 笹木慶之委員 ちょっと分かったような、分からんような感じですが、基本的にはこれはお願い事項になろうと思いますが、やはり新しい部を作る場合には、当然どのような課、どのような施設をね、そこに配属させるかということは、十分検討された上で、私は、部は作られるべきだろうと思います。ですが、多分しておられるであろうが、まだ表現できないという段階と理解を、それはしたいと思います。で、もう一点は、地籍調査の件、これはですね、今おっしゃったことは机上の部分だけの問題ですね、実際はもっともっといろんな事象が起こる可能性を持ってます。ですからやはりしっかりした一本化した窓口をきちっとされんとですね、なかなかトラブル解決できんのじゃないかなという気がします。そこは一つ慎重に対応されるように期待したいと思います。以上です。

河野朋子委員長 ほかに。

- 中島好人副委員長 一つは、スポーツによるまちづくりと文化振興ビジョンが策定した 文化に関わる部署とあるわけですけども、これはですね、組織したこの部として は、文化・スポーツ振興部の一くくりで、その二つを見るということになるんです か。
- 城戸人事課長 御指摘のとおり、文化・スポーツに関することを所掌する部でございます。
- 中島好人副委員長 何ちゅうかね、種類の違うものを一つの部でやるっちゅうんじゃなくてですね、それぞれの担当を置きながら、そこで責任を持ってね、やっぱこの文化振興ビジョンを具体的に進めるんだという責任ある部署とスポーツによるまちづくりを進めていくんだという部とね、やっぱこの一緒にしてね、やるというのは無理があるんじゃないかというふうには思うんですけども、それはやれるという判断の中での提案ということになるんでしょうか。
- 城戸人事課長 もちろんそういうことでございますが、位置付けとしましてですね、やは り先ほど冒頭に言いましたように、文化によるまちづくり、いわゆる市民の交流で あるとか、活性化であるとか、そういったところに、今、文化それからスポーツを 位置付けられようとしておりますので、当然同じ考えで進めていただくというふう になろうかと思います。
- 大井淳一朗委員 この改正は、文化・スポーツ振興部という新たな部を作るということと、もう一点のポイントといたしましては、成長戦略室の市立大学の設立に関することが、市立大学に関することということで、これは公立化以降も成長戦略室が担当するよということの表れなんですけども、この大学については、特別委員会の中でも全庁体制でやるべきであるということの附帯決議も出されているぐらいですので、なお成長戦略室に残す理由についてお答えいただければと思いま

す。

- 中村総務部長 この全庁体制でやるべしということの附帯決議は、重く受け止めております。ということで、成長戦略室を中心に全庁体制で取り組んでいくということでございます。今は成長戦略室が市立大学を設立するための事務をしてもらっておりますが、来年4月に開校の暁になった後、まだまだ諸問題が残っております。具体的には薬学部の設置そういったこともございますので、引き続き、成長戦略室でそのような業務を行うという予定にいたしております。
- 大井淳一朗委員 これはいろいろな考え方があろうと思いますが、成長戦略室というのは、やはり内閣官房的な位置付け、政策秘書的な位置付けであるべきであって、そういった各論的なものについては、ほかの部署というか、実際一般質問の答弁でも本会議場でそういった大学については、別の何らかの部署を設けてやるといった答弁もあったのですが、それとの整合性が付かないのではないかといったことが考えられますが、成長戦略室でそのままやるといった検討状況、大学準備室というか、大学に関する窓口となる部署を成長戦略室から外すといったことは考えられなかったんでしょうか。
- 中村総務部長 そういった御意見をいただいておりますので、種々検討した結果、今 の体制であれば、成長戦略室で、この事務を所掌するのが、最適であろうと判 断したところでございます。

河野朋子委員長 ほかに質疑はないですか。

中島好人副委員長 先ほど無理ではないかという話もしましたけども、一つは、いい例がですね、この度のレノファのね、優勝をめぐってのですね、この市の取組のなさちゅうかね、その辺のとこを見込んでね、やっぱ計画なり市民を巻き込んだそういうふうな事業をやると。本会議でもあったんですけども、山口市は400万つぎ込んでですね、祝賀ののぼりを立てたり、そういったところをこう考えて進めていくという方向が、具体的にしていかなきゃいけないんですけども、そういうところ

がきちっとやれるというふうに判断されているんでしょか。

- 中村総務部長 それをやっていくために部として一つの組織を立ち上げたと御理解いただきたいと思います。
- 中島好人副委員長 確認ですけども、またですね、議会が提案したこどもの総合窓口の一本化の問題については、市長が今、協議中だということでしたが、もう来年 28年度を目指しての話ですが、その辺の状況ちゅうのは、具体的にされてるんでしょうか。
- 中村総務部長 これにつきましては、本会議で市長も答弁したように、現在調整中でございます。
- 河野朋子委員長 ほかに質疑はありませんか。(「なし」と呼ぶ者あり)よろしいですか。 それでは質疑を打ち切りまして、討論に入ります。討論はありますか。(「なし」と 呼ぶ者あり)討論なしということで、採決をいたします。本議案について賛成の 委員の挙手を求めます。

(替成者举手)

- 河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまです。 引き続きまして議案第101号について審査をいたします。よろしくお願いいたします。
- 城戸人事課長 それでは、議案第101号山陽小野田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。この度の改正は、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律が平成27年10月1日に施行され、共済年金が厚生年金に統合されることに伴い、所要の改正をするものであります。なお、今回の改正に伴う補償内容等の変更はございません。説明は以

上です。御審議のほどよろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

- 中島好人副委員長 確認のためですけども、先ほどの消防の議案と全く同じというふう に理解してよろしいでしょうか。
- 辻村人事課主幹 基本的には違いませんけれども、消防はちょっと特定公務員という 別なところなんです。そこ以外は全く一緒です。
- 河野朋子委員長 はい。よろしいですか。では質疑を打ち切りまして、討論に入ります。 討論は。(「なし」と呼ぶ者あり) それでは採決を行います。本議案に賛成の委 員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は、可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。

(職員入替え)

- 河野朋子委員長 それでは議案第102号山陽小野田市税条例等の一部を改正する 条例の制定について執行部の説明をお願いいたします。
- 古谷税務課長 おはようございます。議案第102号は山陽小野田市税条例の一部を改正する条例の制定についてであります。これは、平成26年度の地方税法改正に伴い、市税条例の一部を改正しようとするものです。今回は猶予制度と番号法関連に係る改正です。内容については、お手元に主な改正点についての説明資料を配布しておりますので、これにより説明させていただきたいと思います。

改正点の第1は、市税の猶予制度の見直しです。改正案の概要についてですが、平成26年度の税制改正において、納税者の負担軽減を図るとともに、早期かつ的確な納税の履行を確保する観点から、国税の猶予制度が行なわれました。これを受け、地方税の猶予制度についても、所要の見直しが行なわれることとなり、平成27年度税制改正において、地方税法が改正されました。今回の地方税法の改正は納税者の申請による換価の猶予制度が創設されるなど、昨年度の国税の改正を踏まえたものになっていますが、猶予に係る担保の徴取基準など一定の事項については、各地の実情に応じて条例で定める仕組みとされたことから、山陽小野田市税条例に規定を追加するものです。

次に猶予制度についてですが、お手元資料の2 猶予制度とは、に記載しておりますが、猶予制度には(1)の徴収猶予と(2)の換価猶予があります。まず、(1)徴収の猶予ですが、次の理由により市税を一時的に納付することができないときは、申請することにより、1年以内の期間(延長の場合は、既に猶予した期間と合わせて2年以内)、徴収の猶予を認められる場合があります。猶予の理由として主に、①財産について災害を受け、又は盗難にあったとき。②納税者又はその生計を一にする親族が病気にかかり、又は負傷したとき。③事業を廃止し、又は休止したとき。④事業について著しい損失を受けたときなどです。次に(2)換価猶予ですが、納税について誠実な意思を有する者が、市税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあるなどの一定の要件に該当するときは、納期限から1年以内の納期限に限り(延長の場合、既に猶予した期間と合わせて2年以内)、滞納処分による財産の換価の猶予が認められる場合があります。

今回の改正についてですが、資料2ページの3 改正内容は、地方税法が 改正され、担保の徴取条件など幾つかの事項が市の条例に委任されたため、 次のとおり条例に規定を追加するものです。なお、国税の基準を緩和する又は 強化する特別な事情はないことから、国税の基準に準拠することとしております。 徴収猶予での追加規定を表にまとめております。猶予の方法はア 猶予期間 内の各月に分割させて納付させることができ。イ 納期ごとの金額を定める。 申請書の記載事項としましては、ア 一時に納付することができない事情。イ 納付すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額。ウ 猶予を受けようとする金額、期間。エ 分割納付の各納付期限及び金額。オ 担保を提供する場合は担保の内容。

添付書類としましては、ア 一時に納付することができない事実を証する書類。 イ 財産目録その他資産及び負債状況を示す書類。ウ 猶予を受けようとする 日前1年間の収支状況を示す書類及び同日以後の収支状況を見込みを明ら かにする書類。エ 担保を提供する場合は担保に関する書類。訂正期限につ いては、申請書に不備等があった場合、訂正期限を通知を受けた日から20日 以内。担保についてですが、担保を徴さない場合は、猶予に係る金額が100 万円以下である場合、猶予期間が3か月以内である場合は担保を徴することが できない特別な事情がある場合。改正前の地方税法では猶予に係る金額が5 0万円以下とされておりました。この度の改正では各自治体で実情に応じて定 めることとされたため、既に改正されていた国税の基準に準拠することとしました。 換価猶予での追加規定を表にまとめております、換価猶予については今回の 改正で申請による換価猶予の制度が創設されておりますが、表には申請による 換価猶予を含んで表記しております。猶予の方法は職権又は申請のいずれの 場合も、ア 猶予期間内の各月に分割して納付させることができる。イ 納期ご との金額を定める。申請期限、申請による換価猶予には申請期限があり、納期 限から6か月以内。申請書の記載事項としては、ア 一時に納付することができ ない事情。イ 納付すべき徴収金の年度、税目、納期限及び金額。ウ 猶予を 受けようとする金額、期間。エ 分割納付の各納付期限及び納付金額。オ 担 保を提供する場合は、担保の内容。添付書類についてですが、ア 申請による 場合は、一時に納付することができない事情。イ財産目録その他資産及び負 債を示す書類。ウ 猶予を受けようとする日前1年間の収支状況を示す書類及 び同日以後の収支状況を明らかにする書類。エ 担保を提供する場合は、担 保に関する書類。エ 訂正期限については、申請書に不備等があった場合、 訂正期限の通知を受けた日から20日以内。担保についてですが、職権又は 申請のいずれの場合も、担保を徴さない場合は、猶予に係る金額が100万円 以下である場合、猶予期間が3か月以内である場合又は担保を徴することがで きない特別な事情がある場合。以上が猶予制度に係る主な条例改正になりま

す。

続きまして、納付書等個人番号等記載の見直しについてですが、お手元の 資料4ページに経緯を記載しておりますが、平成26年3月に「地方税分野にお ける個人番号・法人番号の利用について」により、地方税分野での個人番号・ 法人番号の利用についての基本的な考え方、各税目の個別手続等について、 当時の想定していた内容が示されました。平成27年3月31日に地方税法の一 部を改正する法律が公布され、平成27年6月30日に地方税法の改正を受け、 山陽小野田市税条例の一部を改正する条例が6月議会で制定され、納付書・ 納入書には、個人番号・法人番号を記載することが規定されました。その後、 平成27年7月17日に総務省より「地方分野の各税目に係る手続における個 人番号・法人番号の利用について」で、番号制度の法制面での整備が進んだ ことや、地方団体からの意見等を踏まえ、地方税法施行規則様式の改正等を 準備しているが、平成26年3月時点で示した内容との関係で留意すべき主な 点として、納付書・納入書には個人番号・法人番号を記載しない旨が示されま した。平成27年9月30日に地方税法施行規則等の一部を改正する省令(平 成27年総務省令第85号)が公布されました。これに伴い、平成27年6月30日 制定の山陽小野田市税条例等の一部を改正する条例(山陽小野田市条例第 31号)の一部の第1条のうち山陽小野田市税条例第2条第3号及び第4号の 改正規定を削除することとなりました。山陽小野田市税条例新旧対照表、第3 条関係、8ページですが、改正前の第2条第3号の下線部に、法人にあっては、 事務所又は事業所の所在地、名称及び法人番号(行政手続における特定の 個人を識別するための番号の利用に関する法律(平成25年法律第27号)第2 条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ))が削除され、改正後は以前 の「又は名称」となり、また、改正前の第4号の下線部、法人にあっては、事務 所又は事業所の所在地、名称及び法人番号が削除され、改正後は以前の 「又は名称」になります。このほか条文の整備等所要の改正を行なっております。 以上が、市税条例の一部を改正する条例の主な改正内容であります。よろしく 御審議のほど、お願いいたします。

河野朋子委員長 説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

- 大井淳一朗委員 今、説明がありました、納付書・納入書には、個人番号や法人番号は、記載しないことにするという改正でございますが、例えばこの猶予制度の申請に当たって、個人番号とか法人番号を記入するのか、これについて運用上、 取扱いについてお答えいただきたい。
- 藤山税務課主幹 総務省から示された今現在の状況ではですね、徴収猶予の申請について、規定するかどうかについては、各地方団体のほうに任せるというような形になっております。

大井淳一朗委員 それであれば山陽小野田市とすれば、どのような方針なんですか。

藤山税務課主幹検討中です。なるべく速やかにしたいと思います。

河野朋子委員長 ほかに質疑はありませんか。

河﨑平男委員 地方税法を改正される前の猶予というか、ケースはあるんですか。

- 古谷税務課長 徴収猶予が、平成25年度1件、平成27年度1件、換価猶予が平成2 6年度1件です。
- 河野朋子委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。それでは質疑を打ち 切りまして討論に入ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あり) それでは 本議案について採決をいたします。本議案に賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者举手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。お疲れさまでした。

(職員入替え)

河野朋子委員長 それでは審査を続けます。議案第108号第一次山陽小野田市総合計画に係る基本計画の変更について執行部より説明をよろしくお願いいたします。

川地総合政策部次長兼企画課長 おはようございます。私から説明をさせていただき ます。議案第108号は、第一次山陽小野田市総合計画に係る基本計画の変 更について、山陽小野田市議会の議決すべき事件を定める条例第2条の規定 に基づき、議会の議決を求めるものであります。本市では、平成20年3月に基 本構想、基本計画及び実施計画からなる第一次総合計画を策定し、基本計 画については中間年度に当たる平成25年3月に改訂を行い、これらに基づい て市政を推進しているところです。今回は、平成28年4月1日から山口東京理 科大学を公立大学へ移行することに伴い必要な変更をしようとするものでありま す。現在、同大学の公立化に向けた取組を進めているところですが、去る7月 の市議会臨時会において、公立化の手続に必要となる定款の制定について、 議会の議決をいただいたところです。公立化により本市の設置する大学として 明確な位置付けを図るとともに、大学に対して運営交付金を交付することなど による教育環境の整備充実や、薬学部校舎の整備充実を重要施策として位 置付けるための所要の変更を行うものであります。なお、薬学部校舎の整備に 当たりましては、合併特例債の活用も視野に入れている中で、新市建設計画 の見直しも検討しており、その際、総合計画との連携が求められることも変更す る理由の一つとなっております。

それでは、内容の説明に入ります。議案を2枚めくっていただき、A3版の新旧対照表をお開きください。基本計画の第5章「人が輝く心豊かなまちづくり」にあります14「意欲ある人づくり」のうち、(3)「高等学校・高等教育機関との連携・活用」の中で、基本方針について、現在は生涯学習の充実を主眼に置いて、高等教育機関との連携や活用を促進することとしております。変更後は、大学として人材育成に取り組むことを定めるとともに、本市の設置する大学となることから、大学の充実についても定めることとしております。次に、「現状と課題」

のうち、「現状」について、これまでの大学との連携を推進していることに加え、 公立大学へ移行することと、公立の理工系大学として教育研究に取り組むこと について定めようとするものであります。

続きまして、裏面を御覧ください。上側に、市内の高校及び大学についてまとめた表があり、現在山口東京理科大学は私立と記しておりますが、この表の下の部分に公立大学に移行することについて注意書きを加えることとしております。次に、下側の「施策体系」を、現在「①高等学校との連携」、「②高等教育機関との連携・活用」としておりますが、このうち②について、これまで高等教育機関との連携・活用に加えて、充実について定めることとしております。具体的には、この下の「施策展開」の中で、大学の教育研究環境や施設の整備・充実を図ることについて定めることとし、また、連携・活用に関しても、大学の目的の一つである「地域のキーパーソン」の育成についての記述を加えることとしております。以上、御審査のほど、よろしくお願いいたします。

河野朋子委員長 それでは説明が終わりましたので、委員からの質疑を受けます。

- 大井淳一朗委員 基本計画の改正についての今回の議案でございますが、公立化移 行の際に、公立化は基本計画とのどこに整合性があるのかという指摘を受けて の改正と考えられますが、そういった整合性を取るための改正とみてよろしいで しょうか。
- 川地総合政策部次長兼企画課長 去る3月議会ですとか、6月議会の一般質問でも 御指摘がございました。そういう点もございまして、この度きちっと基本計画に載 せさせていただくことといたした次第でございます。
- 大井淳一朗委員 薬学部についてはですね、市長コラムで明記しただけで、議会で決めたわけではないということもありますけれども、今、説明にあったように薬学部も想定した説明がありました。それであれば、基本計画に薬学部についても明記すべきではないかといったことが考えられますが、それについてあえて伏せたのは何か理由があるのでしょうか。

- 川地総合政策部次長兼企画課長 まだ申請につきましては、薬学部ということも出て おりませんので、全体として施設の充実というのにとどめているということでござ います。
- 岡山明委員 私のほうからは、議案の100号で、文化・スポーツ振興部ができるという 形が、条例がありました。それでこの総合計画に反映というか、理科大学の話が 出とるんですけど、今回来年の4月よりいよいよ文化、教育そういう部ができてい るのに、その総合計画の中に、一つも入ってないと。この点はどうかなと、ちょっ とお聞きしたいんですが。
- 川地総合政策部次長兼企画課長 この件に関しましては、確かに機構改革の関係で、 部が新たにできるということになっておりますが、施策展開といたしましては、基 本構想につきまして、スポーツですとか、文化によるまちづくりというのは、既にう たってありますので、今回はあえて追加することは考えておりません。

河野朋子委員長 ほかに質疑はありませんか。

- 笹木慶之委員 この基本計画の中にこれが加わったことについては、そのとおりだというふうに思うんですが、表現の方法としてね、市立大学のままで行くのでしたら、このとおりでいいと思うのですが、独立法人としての学校運営になってまいりますよね。そうした場合に、この総論的なところはね、連携を促進しますということだから、これは何ら問題はないんですが、中に入っていったときに、施策展開の中で、研究環境や施設整備の整備・充実を図りますというふうになってますよね。それからもう一つは、主な取組は、環境の整備・充実と、いわゆる自らが行うような形の表現になってますが、その辺りは大丈夫でしょうかね。
- 川地総合政策部次長兼企画課長 まず教育研究環境の整備・充実につきましては、 市といたしまして、来年度公立大学法人に対しまして、運営交付金という交付 金を支出することになります。その意味合いから市として交付金を出すということ

で、そういった取組ということで、教育研究環境の整備・充実ということをうたっているということが1点でございます。それから大学施設の整備・充実につきましては、やはり新たな校舎につきましては、市が建設いたしまして、建設した校舎を大学法人に出資するという形になりますので、事業主体は市ということで、ここに施設の整備・充実ということをうたっている次第でございます。

笹木慶之委員 分かりました。そこまで考えての記載なら十分だと思います。

河野朋子委員長 ほかに質疑はありませんか。

- 中島好人副委員長 今の主な取組の中でね、教授なんかは要するに教育環境ちゅうか、そういう整備がかなり求められるのがあるわけですけども、そういった研究設備とかですね、研究費とかその辺のところについては、ここにうたってあるということで、市のこの助成とか、援助とかちゅうのは、流れとしては出てくるんでしょうか。
- 川地総合政策部次長兼企画課長 いずれは出てくると思いますが、今現在ではまだ 決まっておりませんし、地方創生の中でも、協議してきますし、今後市が計画します中期目標、それから大学法人が計画します中期計画の中で、またたたか れるということになりますので、今回具体的なことにつきましては、載せてはおりません。
- 中島好人副委員長 先ほどの説明の中に、この改正という点についてはですね、合併 特例債の活用ということが主な内容ちゅうことですけど、具体的にその辺との兼 ね合いについてもう少し説明をお願いしたいというふうに思います。また合併特 例債の現状ちゅうか、今、額はどんぐらいあって、どんぐらい活用ができるんか。 その辺も合わせてお願いしたい。
- 川地総合政策部次長兼企画課長 先ほども御説明させていただきましたけれども、一転、合併特例債を使えるということで、合併特例債を使うには、新市建設計画

の策定が必要でございます。委員の皆様も御存じのとおり、今、新市建設計画につきましては、大学の施設整備というのは、記載はいたしておりません。そういった意味もありまして、一つの要因として新市建設計画との整合もありますよということを先ほど説明させていただきました。合併特例債につきましては、いろいろ私どもも内部で検討いたしておりまして、市立の大学法人につきましては、均衡ある発展という形で合併特例債を活用できるというふうに、今考えております。そういったことでいろいろ合併特例債の額について、いろいろ検討した結果、現在158億円というのが、本市の標準的な活用額でございますけれども、そのうちいろいろと協議いたしまして、約15億円程度ぐらいは、こちらも新市建設計画に活用できるのではないかというふうに今のところ考えています。ただ、これについてはまだ概算でございますので、今後また慎重に詰めていこうというふうに考えております。

- 岡山明委員 先ほどの私の話なんですが、この100号の議案説明の中に、スポーツによるまちづくり推進計画及び文化振興ビジョンが策定されたことに伴い、これらの計画を着実に推進していくと。そういうために新しい組織を作ったと。そういう状況の中で、この総合計画の中に反映されてないということは、文化・スポーツ、この部に対しての発言力というんですかね、部自体がそんなに市に対しての影響力がないような表現になるんじゃないかと思うんですが、その・・・。
- 河野朋子委員長 ちょっと済みません。今の質問については、議案100号についての 内容を再びされてますので、(「そういう形の中で」と呼ぶ者あり)今回の基本計 画の改正について、何か疑問があればそちらの問題を指摘していただきたいと 思いますので。
- 芳司総合政策部長 御指摘された文化・スポーツの部分につきましては、総合計画の 第5章16の多彩な芸術文化とスポーツの振興の中で、芸術文化の振興である とか、スポーツレクリエーションの振興、この中でスポーツによるまちづくりの推進 等とあらかじめうたってございますので、この中で十分対応できるというふうに考 えております。

河野朋子委員長 今回の改正についての質問を・・・。

- 中島好人副委員長 新たに地域のキーパーソンの育成という文句が出てきてるわけですけども、市長コラムの中でも地元に50って言うたかね・・・かなりのと言うか・・・そういうところもあるんだという話がコラムに出てましたけれど、ちょっとパーセント忘れたんですけども。かなり地元にね、残ってもらうということなんですけども。その辺の中で地域のね、指導者としての役割を果たしていくというのが、文句として出てるわけですけど、この辺の具体的なものというのは、何か検討されているんでしょうか。
- 川地総合政策部次長兼企画課長 現在特にですね、今、企画主体となっております 総合戦略、この中でも具体的に、内容的には今、詰めております。ただ申し訳 ございません、まだこの場では具体的なことはちょっと申し上げられません。
- 河野朋子委員長 ほかにありますか。(「なし」と呼ぶ者あり)じゃ質疑がないということで、 質疑を打ち切りまして、討論に入ります。討論はありますか。(「なし」と呼ぶ者あ り) 討論なしということで、本議案について採決をいたします。本議案に賛成の 委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

河野朋子委員長 全員賛成で本議案は可決すべきものと決しました。以上です。お疲れさまでした。

(執行部退場)

河野朋子委員長 それでは8番の閉会中の調査事項について協議いたします。お手 元にあります調査事項について何か付け加えることがあれば御意見をいただき たいと思います。

- 大井淳一朗委員 市政の重要な課題の一つであります埴生の再編の問題、これについては先般の意見交換会の中で、一定の方針が示されたわけではございますが、私を含めて全議員がこの問題について特にこの委員会で、この点について調査の必要があるのではないかと思いますので、これを含めていただければと思います。
- 河野朋子委員長 大井委員から埴生の複合施設についての事案をここに挙げてほし いということでしたけれどもよろしいですか。
- 河崎平男委員 ここに公共施設の件についてありますので、別にやるということはどうかなと思います。
- 大井淳一朗委員 老朽化、耐震化なんですけども、再編という一つの大きなくくりです ので明記すべきです。
- 中島好人副委員長 この文面について、公共施設と教育施設についてならですね、 全部入っていいと思います。
- 大井淳一朗委員 分かりました。公共施設・教育施設に関することに変えて収めていただければと思います。
- 河野朋子委員長 ほかの皆さんいいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)ほかに付け加える ことはありますか。
- 大井淳一朗委員総合戦略に関することを付け加えてはどうでしょうか。
- 河野朋子委員長 それは付け加えることでよろしいですか。(「はい」と呼ぶ者あり)それではそのようにいたします。これで委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後0時閉会

平成27年(2015年)12月3日

総務文教常任委員長 河 野 朋 子